第1回財政援助団体等監査結果報告

- 48 -	
--------	--

財政援助団体等監査

1 監査の対象及び範囲

次の団体において、主として平成16年度に執行された出納その他の事務について監査を行った。ただし、財政援助団体については本市からの財政援助に係る事務、公の施設の管理受託団体については次に掲げた公の施設の管理事務について、監査を実施した。

- (1) 出資団体
 - ア 財団法人横浜市総合保健医療財団 (衛生局)
 - イ 財団法人横浜市廃棄物資源公社(資源循環局)
 - ウ 財団法人帆船日本丸記念財団 (港湾局)

上記団体のうち、財団法人横浜市廃棄物資源公社については、工事関係の監査も実施した。

- (2) 財政援助団体
 - ア 特定非営利活動法人大地の会(衛生局)
 - イ 特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ(衛生局)
- (3) 公の施設の管理受託団体
 - ア 財団法人横浜市総合保健医療財団

公の施設:横浜市救急医療センター(衛生局)

横浜市総合保健医療センター(衛生局)

横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター(衛生局)

イ 財団法人横浜市廃棄物資源公社

公の施設:横浜市鶴見リサイクルプラザ(資源循環局)

横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター (資源循環局)

ウ 財団法人帆船日本丸記念財団

公の施設:日本丸メモリアルパーク (港湾局)

汽車道 (港湾局)

運河パーク (港湾局)

新港パーク (港湾局)

2 監査の期間

平成17年9月14日から平成17年12月12日まで

3 監査の方法

今回の監査は、「監査の対象及び範囲」に示した団体の事務及び工事並びに当該団体 に関する局の事務が、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補 助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は委託契約等に基づき適 正に実施されているか、などについて実施した。また、監査に当たっては、関係書類を 抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

上記の観点のほか、出資団体については、本市との間で締結した特定協約の達成を図りつつ、自立した団体として民間事業者との競争に耐え得る効率的な組織・業務執行体制となるべく経営改善が行われているか、業務の効果的かつ効率的な遂行のための内部統制が適切に整備・運用されているか、などの観点からも監査を行った。

4 監査の結果

対象とした団体の事務及び工事並びに併せて定期監査を実施した当該団体に関する局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、局にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 財団法人横浜市総合保健医療財団(衛生局)

ア 局の事務に関する事項

(7) 補助金の交付について適正化を求めるもの

衛生局は、財団法人横浜市総合保健医療財団(以下「財団」という。)に対して、財団の自主事業(生涯健康教育事業、実践専門研修事業、地域医療支援事業及び相談情報提供事業)が、本市の保健、医療及び福祉の向上に貢献するものであることを理由に、当該事業に関する人件費相当額として、平成16年度に約3,000万円の補助金を交付しているが、このうち約2,400万円は、役員報酬など財団運営に係る人件費相当額であった。

これらは、財団全体の運営に従事することの対価として支払われる費用であり、 その全額が自主事業に対して交付される補助金の対象とされるべきではないので、 交付理由に合致した費用のみを補助対象とするよう補助金の交付について改めら れたい。

イ 団体の事務に関する事項

(7) 医師派遣に係る経費について事務処理経費及び報酬体系の見直しを求めるもの

財団法人横浜市総合保健医療財団は、横浜市救急医療センターにおいて医師の派遣を受けるため、社団法人横浜市医師会(以下「医師会」という。)と覚書を締結している。平成17年度における当該覚書によると、医師の派遣の輪番割当表の作成に係る事務処理経費として、年額約600万円を医師会に支払うこととしている。

しかし、横浜市教急医療センターでは、医師の派遣と同様に薬剤師、臨床衛生 検査技師及び放射線技師の派遣を受けているが、いずれの派遣についても、派遣 に係る事務処理経費は、派遣1件につき500円とする協定を結んでいる。医師の 派遣は、年間で延べ2,700件程度であり、薬剤師等の他団体に対する事務手数料 と比較した場合、1件当たり約2,200円と高額になっている。

また、医師の派遣に対する報酬は、土・日・祝日、二連休(日曜日と祝日が続いた日をいう。)、三連休(5月3日から5月5日までをいう。)及び年末年始について割増ししているが、薬剤師等の他団体との協定では、割増しは年末年始のみであり、報酬体系に差異が見られた。

ついては、医師会への事務処理経費について、他団体の事務処理経費を踏まえ たものとなるよう見直す必要があると認められた。

また、医師の報酬体系についても、休日等における医師の必要人数の確保に配慮しつつ、他の派遣職の報酬体系との均衡を考慮したものとなるよう検討する必要があると認められた。

(イ) 業者選定が特定業者に偏らないよう求めるもの

財団法人横浜市総合保健医療財団(以下「財団」という。)は、本市から管理 運営業務を受託している横浜市総合保健医療センターの建物管理に係る主要な業 務を、平成17年度は「保安・運転監視業務委託」、「各種設備保守点検業務委 託」及び「清掃業務委託」として、指名競争入札の方法で発注しているが、これ らの業務は平成4年の財団設立時から同一の業者が継続して受注している。

そこで、これらの委託についてみたところ、以下のようなものが見受けられた ので、選定が特定の業者に偏ることのないよう、業者の選定に公正を期し、入札 の時期を早めるなどの必要な措置を講じて、競争性が発揮されるよう改める必要 があると認められた。

- a 3件の委託について、対応可能業者が多数存在するにもかかわらず、すべて 同一の9者を指名しているもの
- b 指名及び入札執行が委託開始日直前に行われており、新規参入業者が落札しようとしても、人員の手配や研修期間等業務遂行に必要な期間を確保することが難しく、新規参入を困難にしているもの

また、当該業者に対して、施設管理に関する委託を受注していることなどを理由として、施設管理に関して、平成16年度は単独随意契約を含む80件で約2,411万円の発注を行っているが、これらの発注についても、特定の業者に偏ることのないよう改める必要があると認められた。

(ウ) タクシーチケットの適正な管理及び使用を求めるもの

財団法人横浜市総合保健医療財団が管理運営する横浜市救急医療センターでは、 夜間診療業務の出退勤等に使用するためにタクシーチケットを保有している。

そこで、タクシーチケットの管理状況をみたところ、一部の役員に対して、用途を事前に確認せずに数十枚を払い出しており、使用後の報告も行われていなかったことから、用途を確認できず、未使用のタクシーチケットの残数も把握できない状況であった。

また、使用されたタクシーチケットを確認したところ、経路や使用時刻が記入 されていないものが見受けられた。

ついては、タクシーチケットの使用に当たっては、業務上の必要性が生じた際に、用途を受払簿等に記載した上で、必要な枚数を適宜払い出すとともに、受払簿等に記載した用途に使用されたことを確認できるようタクシーチケットに経路や使用時刻等を記入するなど、適正な管理及び使用に改める必要があると認められた。

(エ) 役員報酬について見直しの検討を求めるもの

(意見)

財団法人横浜市総合保健医療財団(以下「財団」という。)では、「財団法人 横浜市総合保健医療財団寄附行為」等に基づき、役員に対して報酬を支払ってい る。

そこで、平成16年度の役員報酬の支給状況をみたところ、非常勤役員である理事長に年額4,338,000円、常務理事2名に合計で年額2,580,000円、理事1名に年額1,080,000円をそれぞれ支払っていた。

しかし、当該役員以外の非常勤役員には報酬が支払われておらず、当該役員が 財団の業務として、報酬額に見合った特別な役割を担っていることを確認できな かった。

また、当該役員の報酬は、本市の補助金から全額支給されていた。

ついては、財団の自主財源からの支給ではないことも踏まえ、非常勤役員の業務に見合った報酬となるよう支給額の見直しを検討する必要があると認められた。

(2) 特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ(衛生局)

ア 局の事務に関する事項

(7) 精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金について適正かつ適切な交付手続 などを求めるもの

衛生局は、雇用されることが困難な障害者が自活することができるよう必要な

訓練を行い、社会復帰の促進を図るため、特定非営利活動法人等が設置する精神障害者小規模通所授産施設に対して、運営費等の補助金として、国庫補助と併せて本市補助金を交付している。補助金交付額は、「横浜市精神障害者小規模通所授産施設補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)により、基準日(各年度上半期4月1日、下半期10月1日)の利用者数により半年ごとに決定している。

特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ(以下「法人」という。)が運営する「セサミ香房」は、平成16年10月1日に精神障害者地域作業所から精神障害者小規模通所授産施設に移行したが、10月1日の出席者についてみたところ、同施設に備えられた法人保管の出席表等の利用実績に関する書類では、8人であったにもかかわらず、19人分の補助金額が交付されていたので、補助金の精算を行われたい。

(意見)

特定非営利活動法人が運営する小規模通所授産施設(2施設)においては、今回監査対象施設を含めていずれも基準日の利用者数と平均利用者数が大きくかい離しており、半年のうちの1日のみを基準日とした現在の要綱に規定された補助金額の算定方法は、施設運営の実態を反映していないと考えられるので、補助金額の算定方法を、平均利用者数などを基準とするなど、施設運営の実態を反映したものとなるよう改善されたい。

なお、現在、小規模通所授産施設に対しては、国庫補助に上乗せして市補助金(平成16年度決算額 約7,500万円〈5箇所〉)を交付し、また、地域作業所に対しては、市単独で多額の補助金(同 約10億円〈59箇所〉)を交付している状況にある。平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、精神障害者に関する新しい事業及び施設体系への移行については平成18年10月から施行されることになっているため、平成24年3月末までの間に政令で定める日までの経過措置はあるものの、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者福祉サービスの「一元化」、利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」などの、同法の趣旨を踏まえるとともに、精神障害者及び授産施設等の現状とこれまでの経緯を勘案しながら、本市補助制度の見直しについて、早期に実施するよう努められたい。

(イ) 精神障害者地域作業所運営費補助金についての効果的な指導監査等を求めるも の

衛生局では、精神障害者地域作業所等について、補助申請に係る手続や運営に 関する基準をまとめたマニュアルを整備し、施設運営団体を指導するとともに、 補助金交付に係る執行状況等の確認のため、おおむね2年に1度のサイクルで実 地指導監査を実施している。

そこで、平成16年度の補助金に係る書類についてみたところ、補助交付決定後、地域作業所「ひかり作業所」を運営する特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶから、平成16年8月に変更補助申請において、報告対象でない期間の通所者数を報告されていたにもかかわらず、平成16年10月に変更交付決定手続を行ったため、減額する必要がなかった24万円の減額を行うこととなった。また、この時提出された登録者名簿には、既に退所していた2人が含まれていた。

衛生局では、平成16年9月に「ひかり作業所」に対する実地指導監査を行っていたが、平成15年度分を監査対象としていたため、平成16年度の補助に係るこれらの事実については確認していない状況であった。

ついては、書面審査とともに実地指導監査が重要と考えられることから、平成 16年度に精神障害者地域作業所において補助金の不正受給があったところでもあ るので、補助申請に係る書類の確認の徹底を図るとともに、実地指導監査に当た っては、現在前年度分のみ対象としているところを当年度分の確認可能な範囲ま で拡大するなど、より効果的な実施に努められたい。

(3) 特定非営利活動法人大地の会及び特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ (衛生局)

ア 局及び団体の事務に関する事項

(7) 精神障害者地域作業所助成事業について適切な申請手続等を求めるもの

衛生局は、精神障害者が訓練等を通じ、地域社会で生活することを目指して自主的に活動している精神障害者地域作業所の運営を行う団体に対して、「横浜市精神障害者地域作業所助成事業実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、補助対象者数を基準とする「基本運営費」(最高で年額約1,500万円)及び各作業所のプログラム提供内容に応じた「付加運営費」(就労援助1人当たり月額1万円など)を助成している。

そこで、補助金申請の事務等についてみたところ、次のようなものが見受けられた。

a 要綱によると、基本運営費の補助金算定は、地域作業所の「実際の通所者の 平均人数」に、「申請により通所を承認された者(以下「登録者」とい う。)」の人数を加味した人数に基づいて積算することとしている。補助金申 請団体は、申請時に合わせ3月及び9月に衛生局に登録者名簿を提出すること とされているが、半年以上通所していない者が登録者として含まれているケー スが見受けられた。

ついては、登録者名簿への登載に際しては、対象者が通所可能かどうかの判

断や、本人が通所の意思があるかどうかの確認などを定期的に行い書面に残す など改める必要があると認められた。

また、衛生局においては、補助金額の算定について、登録者数を加味して行っていることから、長期間一度も通所していない者に関して、補助金算定に当たっての取扱いを検討されたい。

b 要綱によると、就労援助事業に係る付加運営費補助金の助成条件は、通所者が作業所以外の事業所において週3日以上就労していること、そして作業所から通所者に対して、決められた回数の訪問や面接を行うこととなっているが、申請時にこれらの助成条件が満たされていないものについて、補助金の交付決定が行われていたものが見受けられた。 (特定非営利活動法人大地の会)

また、自主製品の開発・改良を行うための技術指導者の謝金の助成を、付加 運営費補助金として、実指導時間に応じて交付しているが、補助金の精算報告 書及び団体の作業日誌、出勤簿等において、実指導時間についての記録がなく、 また指導実施日についても一部確認できなかったものが見受けられた。 (特定 非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ)

ついては、助成条件に基づく申請を行うとともに、実施記録を確認できる書類を作成・保管するよう改める必要があると認められた。

また、衛生局においては、助成条件を満たすことを確認する書類の提出・保管を求め実施内容についての確認を行うよう改め、援助団体に対し指導を徹底されたい。

(イ) 精神障害者地域作業所等に関する適正な経理処理を求めるもの

精神障害者地域作業所等における経理事務についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、適正な処理を行う必要があると認められた。

- a 作業所運営費会計(補助金対象事業)と作業会計(補助金対象外事業)については経費区分を明確にすべきところ、「セサミ香房」における作業所運営費会計の繰越金の一部57,300円を作業会計に充当していたもの及び「ひかり作業所」における人件費を明確な基準なく運営費会計及び作業会計で按分して負担していたもの(特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ)
- b 特定非営利活動法人は、決算書類として財産目録の作成が義務付けられているが、本市補助金で取得した資産(敷金、固定資産など)や、収支決算に係る前払金、未払金、預り金など多くの資産・負債が未計上であったもの

衛生局では、特に本市補助金により支出した「地域作業所等の賃借に係る敷金」は、作業所移転等の際に交付する移転費補助金の経費算定に影響があるため、もれなく計上するよう指導されたい。

c 提出された収支決算書と会計帳簿を照合したところ、現金・預金残高や、経 費項目について決算書への転記誤りが見受けられたので、チェックの強化を行 う必要があるもの(特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ)

(4) 財団法人横浜市廃棄物資源公社(資源循環局)

ア 局の事務に関する事項

(7) 委託業務について適切な委託料の積算を求めるもの

資源循環局は、財団法人横浜市廃棄物資源公社(以下「公社」という。)に対して、資源選別施設管理運営事業、粗大ごみ収集事業等の業務を委託している。 そこで、これら委託業務について、本市の設計図書の委託内訳書明細における 積算の状況についてみたところ、「人件費一式」など積算根拠が不明であるもの

や、公社における人員配置構成及び事業に配置される職員の個別の人件費に基づいて積算していると思われるものが見受けられた。

直接人件費の積算は、業務量に応じて見積もられた人工数量に客観的な単価を 乗じて行われるべきものであり、公社が事業に配置する職員の職種(固有職員、 本市退職後に採用された職員及び本市から派遣された職員)区分や個別の人件費 を積算の基礎とすることは適切ではない。

また、南本牧廃棄物最終処分場管理運営事業の委託料には共通間接業務に携わる本社人員の人件費(5人分)約4,100万円が含まれている。これらの人員は、南本牧事業専任ではないため、その全額を当該事業の委託料の積算に含めるのは適切ではない。

ついては、直接人件費の積算方法を改善するとともに、間接経費相当額は各事業の直接経費に定率を乗じて概算するなど、委託料に含めるべき間接経費の考え方を整理されたい。

イ 局及び団体の事務に関する事項

(7) リース契約による機器調達について適切な精算等を求めるもの

財団法人横浜市廃棄物資源公社(以下「公社」という。)は、資源循環局から 粗大ごみ収集事業を受託しており、平成16年度は、神奈川、都筑及び栄の粗大ご み収集センターにおいて、平成17年度は、都筑粗大ごみ収集センターが民間委託 となったため、残り2箇所の粗大ごみ収集センターにおいて業務を行っている。

そこで、当該事業で使用しているリース物件についてみたところ、公社は、都 筑粗大ごみ収集センターにおいて、粗大ごみ受付システム等のリース期間を平成 19年3月31日までとして調達していたが、平成17年度から業務を受託しないため、 リース契約の残期間である24か月分の解約金約256万円を平成16年度の資源循環 局からの委託料から支出していた。

ついては、当該解約金は、単年度の委託に関する経費ではないので、今後は適切な精算を行う必要があると認められた。

なお、資源循環局は、粗大ごみ収集センターにおいて使用する車両について、 資源循環局が貸与する車両が更新年限を迎える場合は、公社がリースする車両に 切り替えることを委託契約で義務付け、その費用を委託料で負担しており、公社 は、契約に基づき5年又は6年のリース契約によって業務上必要な車両31台を調 達している。しかし、継続的に委託を受注できない場合には、多額の解約に係る 諸費用(平成17年度末で約2億1,300万円)が発生することになるので、負担の 考え方について整理した上で、適切に処理されたい。

ウ 団体の事務に関する事項

(7) 本市からの受託業務について適切な精算手続を求めるもの

財団法人横浜市廃棄物資源公社(以下「公社」という。)は、本市から資源選 別施設管理運営事業、粗大ごみ収集事業等の業務を受託している。

そこで、受託業務における経費支出の状況をみたところ、各事業において需用費 (消耗品費、修繕費、光熱水費等の支出)の年間支出額約4億6,400万円のうち41%に当たる約1億9,100万円が3月に集中しており、ハイウェイカード等では、年間購入額約1,900万円の30%に当たる約600万円を年度末の3月に支出しているが、これらのすべてを当該年度中に使用したものとして委託料の精算を行っている。

ついては、毎年度末に主要な消耗品等の実地棚卸を行い、未使用分を貯蔵品と して貸借対照表に計上するとともに、実際の当年度使用額を当年度の消耗品費と して精算する必要があると認められた。

また、間接経費は適切な業務割合で各事業に按分すべきものであるが、公社では合理的な按分基準のないまま、間接経費約2,200万円を決算修正によって、任意の事業に付け替えた上で精算している。

ついては、委託料の精算においては、合理的な按分基準に基づいて間接経費を配賦する必要があると認められた。

(イ) 契約事務の適正化を求めるもの

財団法人横浜市廃棄物資源公社(以下「公社」という。)が発注する契約についてみたところ、次のような事例が見受けられたが、いずれについても対応可能な業者が多数存在するなど、単独随意契約が可能な理由には当たらないと考えられるため、原則として、競争入札を導入する必要があると認められた。

- a リサイクルプラザ等において作業する人員の委託について、横浜市の高齢者 対策に基づくことのみの理由で、財団法人横浜市シルバー人材センターと単独 随意契約を締結しているもの
- b みなとみらい21・クリーンセンタービルにおける空調用機器等の修繕について、当該機器の点検整備の委託を受けている業者であることを理由に、単独随意契約を締結しているもの
- c 金沢舗装材再利用プラントの解体工事の設計を委託するに当たり、「官公庁 等の解体設計を数多く行っており、十分な実績と機動力があること」を理由に、 単独随意契約を締結しているもの

(ウ) 顧問の活用を求めるもの

財団法人横浜市廃棄物資源公社(以下「公社」という。)では、処務規程に基づき、廃棄物関係の専門的事項について助言を得るため、顧問を委嘱し、年額240万円の報酬を支払っている。

そこで、顧問の活用状況についてみたところ、公社の役員及び職員と年数回面 談し、専門的事項について助言を行っていた。

ついては、公社は本市と協約を締結しており、協約の達成に向けて業務改善を 行う必要があることから、定期的な面談機会を設定するなど、顧問をより一層活 用する必要があると認められた。

(5) 財団法人帆船日本丸記念財団 (港湾局)

ア 局の事務に関する事項

(7) マリタイムミュージアム会計に計上されている固定資産について帰属関係の整理を求めるもの

港湾局は、財団法人帆船日本丸記念財団(以下「財団」という。)に対して、マリタイムミュージアム事業に係る管理費相当として約2億円の補助金を交付しており、財団は、この補助金を原資として平成16年度は約3,300万円の固定資産を取得し、マリタイムミュージアム会計の貸借対照表に計上している。

しかし、この中には本市から財団に無償貸付された横浜マリタイムミュージアムに対して実施した設備増設工事等が多く含まれている。

当該施設貸付に係る公有財産貸付契約書には、貸付期間満了時又は契約解除時に原状回復し返還する条項はあるが、契約期間内に追加取得した資産の帰属に係る条項がなく、当該施設の機能を維持する上で原状回復は事実上不可能であるため、このような施設への増設等は本市が直接支出し、本市の財産とするべきものであり、補助金を交付し、財団の資産として取得させることは適切でないと考え

られる。

ついては、財団から本市への寄付を行うなど、財団の貸借対照表に計上されている資産の帰属関係を整理されたい。

(4) 公共用地の貸付けについて貸付内容の適正化を求めるもの

港湾局は、財団法人帆船日本丸記念財団(以下「財団」という。)に、公共用地2箇所を貸し付け、財団は、当該用地について、新港地区の交通混雑回避を目的とした駐車場(約16,700㎡)の運営を行っている。

当該用地の一時貸付契約では、土・日・祝日に貸付地全体を貸し付け(約16,700㎡が対象)、平日の駐車場需要が少ないことから、平日はその一部(約4,400㎡が対象)のみを貸し付けている。

そこで、当該用地の使用状況についてみたところ、財団が、駐車場用地を駐車場の用に供するため外周をフェンスで囲うなどの工事を施しており、一時貸付契約で平日に一時貸付面積から除外された部分(約12,300㎡)は、港湾局が自由に使用できる状況になかった。また、平日にも土・日・祝日のみに貸し付けている敷地を財団は使用しており、土・日・祝日に限り敷地全体の一時貸付を行う契約に合理的な根拠は見受けられない。

ついては、実態と一致した貸付面積となるよう契約内容を見直されたい。

(ウ) 事業水準に応じた人員派遣のあり方について検討を求めるもの (意見)

財団法人帆船日本丸記念財団(以下「財団」という。)は、13名の事務職等の常勤職員を雇用しているほか、7名の技術職員について、本市からの無給出向の形で、独立行政法人航海訓練所から常勤での派遣を受けており、そのほかに4名の当該独立行政法人の退職者を嘱託技術職員として常勤で雇用している。このうち、事務職等9名及び技術職員全員の人件費が一般会計に計上されている。

平成16年度の財団一般会計の収支状況は、約7,000万円の赤字となっているが、この中には財団が実施する駐車場事業及び転貸事業から生じる黒字約8,000万円が含まれている。これらは本市の埋立事業会計から土地の一時貸付を受け実施する財団の設立趣旨との関連性が薄い事業であり、本市による財団への経営助成の側面が強いものと考えられる。これらを除く一般会計収支は約1億4,000万円の大幅な赤字となっている。

一般会計の人件費負担の過半数を占める技術職員は、総帆展帆等の技術職員が 必須のイベントの実施のほか日常業務として帆船日本丸の保守点検等に従事して いるが、イベントの実施実績を見ると平成16年度では総帆展帆9回、海洋教室24 回、展帆ボランティア育成教室2回の実施であり、従事時間の大半は保守点検等の日常業務である。事務系職員については職員数削減などの経営改善を実施しているが、技術職員についても日常業務において必要な内容及び業務量を精査した上で、派遣人数や派遣の方法など人員派遣の考え方について整理されたい。

イ 団体の事務に関する事項

(7) 入場券等について適切な管理を行うよう求めるもの

財団法人帆船日本丸記念財団(以下「財団」という。)は、帆船日本丸の公開 及び横浜マリタイムミュージアムの運営を行っており、帆船日本丸乗船券及び横 浜マリタイムミュージアム入場券(以下「入場券等」という。)を一体の券とし て販売している。

そこで、入場券等の管理状況についてみたところ、財団では、受払を管理する 台帳等を作成しておらず、定期的な残数確認も行っていないなど、販売状況及び 残数を正確に把握していなかった。

ついては、販売状況及び残数を常時正確に把握できるよう適切な管理を行う必要があると認められた。

(イ) 契約事務及び再委託を適切に行うことを求めるもの

財団法人帆船日本丸記念財団は、委託契約等の発注について、「財団法人日本 丸記念財団経理規程」、「契約に関する事務の取り扱について」及び「財団法人 日本丸記念財団の物品及び委託業者の選定委員会に関する達」(以下「規程等」 という。)により規定している。

そこで、契約事務についてみたところ、以下のような事例が見受けられたので、 規程等を含め契約事務全体を見直すなど、適切な契約事務を行うよう改める必要 があると認められた。

- a 契約事務について、契約事務に関する統一的な手順を規程等に定めないまま 発注手続を行っているため、発注担当者によって契約事務の内容にばらつきが あるもの
- b 指名通知書の発送や入札の執行等について、決裁を受けてないものが多数あり、指名の事実や指名業者に交付した仕様書等が確認できないもの
- c 港湾局から受託した日本丸メモリアルパーク等管理委託について、警備、清掃、緑地管理、植栽管理及び設備保守点検に関する業務を再委託しているが、再委託について、必要な人員体制や専門知識がないことを理由に委託料の積算を行わず、受託業者から参考見積りを徴し、その参考見積価格をそのまま予定価格とし、参考見積りを徴した業者を含めた3者の競争入札を行っていたもの

(ウ) 本市から派遣された職員の団体固有の厚生会への加入について見直しを求める もの

財団法人帆船日本丸記念財団(以下「財団」という。)では、本市から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)を含む財団職員によって、財団固有の厚生会が組織されており、財団は、当該厚生会に対して助成金を交付している。

また、派遣職員は、派遣期間中も「横浜市職員厚生会」に加入しており、財団は、横浜市職員厚生会に事業主交付金として助成金を支出しているので、派遣職員に対して助成金が重複して交付されている。

ついては、派遣職員に対する助成が重複して行われないよう、派遣職員の財団固有の厚生会への加入を見直す必要があると認められた。

5 まとめ

今回、監査対象とした出資団体はいずれも、本市からの委託料や補助金が収入の大半を占めており、本市への依存度が高く、また、本市における委託料の算定が、経費節減を考慮しつつも、当該団体への単独随意契約を前提として、団体の現状の人員体制を基礎に行われていることや、土地使用料減免等による本市からの間接的な経営助成が見受けられ、現状では自立した団体とは言い難い状況にあると思われる。

今後は、団体が管理運営を受託してきた公の施設へ指定管理者制度が導入されること や、本市における民間事業者への業務委託の拡大の方向性により、当該団体が既存の事 業を本市から継続して受託できる保証はなく、団体を取り巻く経営環境は一層厳しさを 増している。

団体が管理運営を受託してきた公の施設の指定管理者の選定結果や平成18年度までの協約事項の達成状況を踏まえ、継続すべき団体については団体独自の事業を開拓し自主財源を確保する方策を実施するなど、自主的・自立的な経営改善に努められたい。

参考資料 2

財政援助団体等監査の対象団体の概要(特に記載のないものは平成17年7月1日現在)

1 出資団体

(1) 財団法人横浜市総合保健医療財団

設	立年月	日	平成4年4月1日				
所	在	地	黄浜市港北区鳥山町1,735番地				
設	要援護高齢者及び精神障害者等が地域社会で在宅生活を維持するための 助並びに地域医療等への支援、夜間急病診療業務並びに救急医療に関する 報の確保・提供を行い、もって市民の保健、医療及び福祉の向上並びに健 の保持及び増進に寄与することを目的とする。						
代	表	者	理事長 今井 三男				
役	職員	数	役員数 20人 職員数 105人				
主:	な事業内	容	 横浜市総合保健医療センターの管理運営 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センターの管理 横浜市救急医療センターの管理運営 シニアフィットネス事業 保健師、医療ソーシャルワーカー等の専門職を対象を修 要援護高齢者、精神障害者、その家族等を対象とし報提供 	象とした実践的専門研			
ł-t#:	出資額等 平成16年 基本金300,000,000円のうち300,000,000円(出資比率100%)			率 100%)			
浜	補 助 額 等		自主事業に対する補助金	30, 658, 652円			
市からの	平成16年委 託	: 度	横浜市総合保健医療センター運営 横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター運営 インフルエンザ予防接種業務 難病患者等短期入所事業 横浜市救急医療センター運営 合 計	954, 588, 000円 47, 625, 124円 227, 501円 72, 700円 760, 055, 232円 1, 762, 568, 557円			

(2) 財団法人横浜市廃棄物資源公社

設	立年月日	昭和55年10月1日					
所	在 地	横浜市中区桜木町1丁目1番地56					
設	立 目 的	横浜市の公共事業及び主として市内中小企業から発生する廃棄物について、適正な処理、処分と資源化再利用を行い、横浜市廃棄物処理事業の円流な推進を支援するとともに、市民の快適な生活環境の保全と公衆衛生の向」に寄与することを目的とする。					
代	表 者	理事長 土田 稔					
役	職員数	役員数 19人 職員数 203人					
主	な事業内容	 1 廃棄物の処理及び処分に関する事業 2 廃棄物の再生処理事業 3 みなとみらい21・クリーンセンタービル管理事業 4 神奈川リサイクルコミュニティセンター管理事業 5 神明台処分地スポーツ施設管理運営事業 					
	出資額等 平成16年 度末現在	基本金 10,000,000円のうち 10,000,000円 (出資比率 100	0%)				
	平成16年度補助額等	なし					
横浜市からの	平成16年度委託料	南本牧廃棄物最終処分場埋立業務 粗大ごみ納付書等在庫管理業務 横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター管理業務 リサイクルプラザ管理運営業務 みなとみらい21廃棄物管路収集施設管理運営業務 クリーンセンタービル施設及び設備等建物管理運営業務 グリーンコンポスト施設運営業務 資源選別施設管理運営 粗大ごみ収集業務 横浜市資源回収センター等管理運営業務 神明台処分地スポーツ施設管理運営業務 輸送事務所運営管理業務 古紙・古布収集運搬業務 資源デポ収集運搬業務 合計	424, 154, 850円 9, 686, 815円 21, 848, 502円 94, 812, 242円 324, 823, 800円 60, 270, 000円 38, 986, 500円 1, 475, 556, 600円 977, 136, 238円 14, 615, 032円 11, 349, 760円 239, 549, 127円 38, 981, 055円 37, 834, 262円 3, 769, 604, 783円				

(3) 財団法人帆船日本丸記念財団

設	立年月	日	昭和59年10月1日
所	在	地	横浜市西区みなとみらい二丁目1番1号
設	立 目	的	練習帆船日本丸を永く保存し、同船を公開するとともに青少年の錬成の場として活用し、あわせて海と港と船に関する理解と知識の増進を図ることを目的とする。
代	表	者	会長 小林 弘親
役	職員	数	役員数 22人 職員数 16人
主	な事業内	容	 帆船日本丸関連事業 横浜マリタイムミュージアム事業 港湾緑地施設管理受託事業 新港地区15街区用地の管理 仮設駐車場の管理 横浜港ボートパーク事業 日本丸基金に対する寄附の募集及び基金の効率的運用 記念品販売事業
横浜	出資額 平成16 度末現	年	基本金 1,516,276,336円のうち 810,000,000円 (出資比率 53.4%)
市から	平成16年補助額		横浜港内の水域利活用推進事業補助金9,300,000円横浜マリタイムミュージアムの管理に係る補助金205,512,965円合計214,812,965円
の	平成16年 委 託	度 料	日本丸メモリアルパーク等管理 95,161,500円

2 財政援助団体

(1) 特定非営利活動法人大地の会

設 立 年	月日	昭和63年10月12日 (設立登記年月日 平成16年2月26日)
所 在	地	横浜市瀬谷区相沢三丁目6番地12
設 立	目 的	精神障害者の社会復帰、参加を促進し、また、広く市民に啓発し、もって精神障害者が住みやすい社会の実現に寄与することを目的とする。
代 表	者	代表 大久保 博行
役 員	数	役員数 12人
主な事業	巻 内 容	特定非営利活動に係る事業 1 精神保健福祉の充実及び促進に関する事業 2 精神障害者地域作業所の設置運営 3 精神障害者グループホームの設置運営 4 その他、設立目的を達成するために必要な事業
横浜市な	ゅらの	精神障害者地域作業所運営費補助 55, 209, 600円
平成16	年 度	精神障害者グループホーム運営費補助 37,322,400円
補助	額等	合 計 92,532,000円

(2) 特定非営利活動法人精神保健を考える会まいんどくらぶ

設	立年月	日	平成6年9月1日 (設立登記年月日 平成15年11月20日)
所	在	地	横浜市港北区大曽根一丁目17番17号
設	立 目	的	子どもからお年寄りまで、「心の健康」について考え、誰もが住みやすい 地域づくりを目指し、また、精神障害者の自立を支援するとともに、地域精 神保健福祉に関する普及啓発活動や、精神障害者の社会参加を推進し、精神 保健福祉の向上に寄与することを目的とする。
代	表	者	理事長 渡邊 久子
役	員	数	役員数 18人
主	な事業内	容	特定非営利活動に係る事業 1 精神障害者社会復帰施設及び精神障害者地域作業所の設置運営 2 精神障害者地域生活援助事業 3 精神保健福祉に関する普及啓発活動 4 精神障害者の社会参加に関する事業 5 その他、設立目的を達成するために必要な事業
, ,	浜 市 か ら 成 1 6 年 助 額	の度等	精神障害者地域作業所運営費補助43,324,500円精神障害者グループホーム運営費補助18,715,200円精神障害者小規模通所授産施設運営費補助10,961,900円合計73,001,600円

3 公の施設の管理受託団体

(1) 財団法人横浜市総合保健医療財団

公の施設:横浜市救急医療センター、横浜市総合保健医療センター及び横浜市神奈 川区精神障害者生活支援センター

団体	団体概要は出資団体の資料を参照					
	横浜市救急医療センター					
	設 置 場 所	横浜市中区桜木町1丁目1番地				
	設置年月日	昭和56年5月11日				
施	設 置 目 的	急病患者に対し診療を行い、及び医療情報を提供することを目的と する。				
	主な事業内容	1 夜間における急病患者に対する応急的な診療 2 救急医療機関及び救急医療に関する情報の収集及び提供				
	平成16年度委託料	760, 055, 232円				
設	横浜市総合保健医療も	ンター				
EX.	設 置 場 所	横浜市港北区鳥山町1,735番地				
	設 置 年 月 日	平成4年10月1日				
	設 置 目 的	地域ケアシステムを保健・医療面から専門的・総合的に支援することを目的とする。				
概	主な事業内容	1 要援護者に係る診断、評価及び治療 2 要援護者の在宅療養に関する相談、指導及び療養計画の作成 3 要援護高齢者等の入所又は通所による療養 4 精神障害者の生活訓練、就労訓練及びデイケア 5 精神障害者の実習受入企業の開拓及びジョブコーチ派遣による実践的な職業訓練 6 生活習慣病患者等の生活指導、運動指導及び栄養指導 7 地域医療機関との医療機器の共同利用				
	平成16年度委託料	954, 588, 000円				
	そ の 他	利用料金制を導入している。				

	横测	横浜市神奈川区精神障害者生活支援センター								
	設 置 場 所				横测	兵市神奈川区反町1丁目8番地4「はーと友神奈川」4階				
	設	置	年月	月日	平原	以 11年5月1日				
					封	b域で生活する精神障害者の日常生活の支援・相談、地域における				
	設	置	目	的	交流	流活動の促進等を行うことにより、精神障害者の社会復帰、自立及				
施				び社	t会参加の促進を図ることを目的とする。					
設					1	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加のための施設の提供				
概					2	精神障害者に対する入浴、食事サービスの実施				
要					3	精神障害者の日常生活に関する相談及び情報の提供				
	主	な事	事 業	内 容	内容	業内容	業内容	業内容	4	地域における精神障害者の自主的な活動に対する支援
					5	地域における精神障害者との交流の機会の提供				
					6	精神障害者の家族の日常生活に関する相談				
					7	その他精神障害者の生活に関するサービスの提供に関すること				
	平月	成16年	年度委	託料		47, 625, 124円				

(2) 財団法人横浜市廃棄物資源公社

公の施設:横浜市鶴見リサイクルプラザ及び横浜市神奈川リサイクルコミュニティ センター

団体	団体概要は出資団体の資料を参照						
	横浜市鶴見リサイクルプラザ						
	設 置 場 所	横浜市鶴見区末広町1丁目15番1号					
	設 置 年 月 日	平成7年4月1日					
	設 置 目 的	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する市民の意識の 啓発を図るとともに、地域における市民の自主的なリサイクル活動を 推進することにより、資源を循環的に利用する社会の形成に寄与する ことを目的とする。					
施	主な事業内容	1 地域における市民の自主的なリサイクル活動の支援並びに当該リサイクル活動を行うための施設及び設備の提供 2 一般廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する情報の収集及び提供					
設		3 一般廃棄物の減量化及び資源化に関する講座、研修会等の開催 4 その他リサイクル施設の設置の目的を達成するために必要な事業 5 再利用品の展示及び提供 リサイクルプラザ管理運営業務委託料(横浜市港南リサイクルプラ					
	平成16年度委託料	ザ、横浜市青葉リサイクルプラザと一括委託) 94,812,242円					
	横浜市神奈川リサイク	'ルコミュニティセンター 					
概	設 置 場 所	横浜市神奈川区平川町3番地の6					
=	設置年月日	平成11年11月27日					
要	設 置 目 的	一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する市民の意識の 啓発を図るとともに、地域における市民の自主的なリサイクル活動を 推進することにより、資源を循環的に利用する社会の形成に寄与する ことを目的とする。					
	主な事業内容	1 地域における市民の自主的なリサイクル活動の支援並びに当該リサイクル活動を行うための施設及び設備の提供 2 一般廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する情報の収集及び提供 3 一般廃棄物の減量化及び資源化に関する講座、研修会等の開催 4 その他リサイクル施設の設置の目的を達成するために必要な事業					
	平成16年度委託料	21,848,502円					

(3) 財団法人帆船日本丸記念財団

公の施設:日本丸メモリアルパーク、汽車道、運河パーク及び新港パーク

団体	団体概要は出資団体の資料を参照						
	日本丸メモリアルパーク						
	設 置 場 所	横浜市西区みなとみらい二丁目7番10号					
	設 置 年 月 日	昭和60年4月28日					
	設 置 目 的	帆船日本丸の保存活用、横浜マリタイムミュージアムの公開のほか、広く市民の利用に供することを目的とする。					
	主な事業内容	施設及び緑地の提供					
	平成16年度委託料	日本丸メモリアルパーク等管理委託料(汽車道、運河パーク、新港パークと一括委託) 95,161,500円					
	汽車道						
施	設 置 場 所	横浜市中区新港二丁目4番、5番					
	設 置 年 月 日	平成9年7月19日					
	設 置 目 的	新港・関内地区への回遊性を高め、親水性を演出するためのプロム ナード緑地として市民の利用に供することを目的とする。					
設	主な事業内容	新港・関内地区への回遊性を高め、親水性を演出するための緑地の 提供					
	平成16年度委託料	日本丸メモリアルパーク等管理委託料(運河パーク、日本丸メモリア ルパーク、新港パークと一括委託) 95,161,500円					
	運河パーク						
概	設 置 場 所	横浜市中区新港二丁目1番					
150	設 置 年 月 日	平成11年9月10日					
	設 置 目 的	汽車道と一体的に新港・関内地区への回遊性を高め、親水性を演出 するための緑地として市民の利用に供することを目的とする。					
要	主な事業内容	新港・関内地区への回遊性を高め、親水性を演出するための緑地の 提供					
	平成16年度委託料	日本丸メモリアルパーク等管理委託料(汽車道、日本丸メモリアルパーク、新港パークと一括委託) 95,161,500円					
	新港パーク						
	設 置 場 所	横浜市中区新港二丁目6番					
	設 置 年 月 日	平成13年3月23日					
	設 置 目 的	親水性を演出するための緑地として市民の利用に供することを目的 とする。					
	主な事業内容	親水性を演出するための緑地の提供					
	平成16年度委託料	日本丸メモリアルパーク等管理委託料(日本丸メモリアルパーク、汽車道、運河パークと一括委託) 95,161,500円					